

皆に知ってもらいたい効果検証の話(第二回)

「これからの処遇」の話しよう

— いつもとは少し違う角度から見てみる —

矯正研究所効果検証センター

矯正研究所効果検証センター

飯野忠樹 齊藤栄二

一 はじめに

平成二四年七月、犯罪対策閣僚会議にて「再犯防止に向けた総合対策」が閣議決定され、「刑務所出所者等の出所後二年以内の再入率を一〇年間で二〇%以上減少させる」という具体的な数値目標が矯正において初めて導入されました。その後、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(平成二八年法律第一〇四号)」第二〇条では「国は、(中略)再犯の防止等に関する施策の実施

状況及びその効果を検証し、(後略)」その結果を踏まえて施策の在り方を検討することと明記されています。つまり、再犯防止に向けた矯正施設の取組について、数値目標を示し、その効果に係る検証結果を根拠(エビデンス)に基づいて説明することが求められる時代に我々はいます。

さて、「皆に知ってもらいたい効果検証の話」として、矯正実務と効果検証との結び付きをテーマに連載している本シリーズ^①、今回は、矯正教育をはじめ、処遇の効果を検証していくための基本的な考え方について説明しま

した。

第三回となる今回は効果検証へと進む前に、日頃の業務で生じた疑問を基に、その真偽を確かめること、つまり、仮説検証²の簡単な一例を紹介します。今回は処遇実務を一例に挙げ、ふだんとは別の角度から見えていく「きっかけ」としていただければと考えています。数字や統計にアレルギーを持っている方や、今まさに刑政を閉じようと思った方も、是非一読いただけると幸いです。

二 ある職員の疑問

とある刑事施設で処遇部門に勤務するベテラン刑務官Aさんは、被收容者の改善更生のためには、何より施設内で規律正しい生活を送ることが大切だと考えていました。それは、施設内でルールに沿った生活ができない者は、出所後の社会生活でもルールを守れずに再犯に及んでしまうだろうと考えるからです。

そこで、Aさんは懲罰回数に注目しました。「施設内で規律正しい生活を送れない者ならば、懲罰回数が多いだろう」と仮定し、その後、出所者が再犯したかどうか

の情報を合わせて分析することで、「施設内で適応できない者は再犯しやすい」という仮説を確かめることに決めました。

三 懲罰回数と再犯についての情報収集

ひと昔前は、既に施設を出所した者について、当時の懲罰回数やその内容等を調べようと思うと、当時の処遇調査票や視察表等を書庫から引っ張り出してきて、一つ一つ確認し、分析に使う対象者の数だけ集計していくという、想像を絶するような面倒な作業が必要でした。また、再犯し、起訴されたかどうかの情報については、矯正局を超えて検察庁が所管するデータが必要であり、個別に情報照会が必要でした。

しかし、平成二八年一月から「刑事情報連携データベースシステム（SCR P）」の運用が開始され、情報収集が行いやすくなっています。SCR Pの「簡易画面（局別リポート）」という機能³を利用すれば、指定した施設で、指定した出所年の対象者について、懲罰回数と三年以内の再犯率⁴を簡単に集計することができます（表）。

表はあくまでイメージであり、分かりやすく説明するために、懲罰回数が「なし」の者について、架空の数値を入れておきました。まず、再犯期間について、「一年未満」で再犯した者が二名、「(一年以上)二年未満」で再犯した者が一名、「(一年以上)三年未満」で再犯した者が三名いることが分かります。次に、再犯の有無について、「再犯なし」の者が五四名、三年未満の「再犯者数」が計六名、ある年の出所者の人数「合計」が六〇名です。そして、「再犯者数」を「合計」で割って、百を掛けたものが「再犯率」となり、ここでは一〇%となっています。例えば、一〇%よりも二〇%、二〇%よりも三〇%のグループの方がより再犯をじゃっ起して

表 集計のイメージ

		再犯期間			再犯の有無		合計	再犯率
		1年未満	2年未満	3年未満	再犯なし	再犯者数		
20XX年 (出所年)	なし	2名	1名	3名	54名	6名	60名	10%
	1回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	2回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	3回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	4回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	5回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	6回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	7回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	8回	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%
	9回以上	○名	○名	○名	○名	○名	○名	○%

注) 数値は説明のための一例であり、実際の数値とは異なる。

いると言えます。

ここで気を付けたいことは、再犯率ほどのくらの期間の再犯を対象として集計するかによって変わってくるということです。先ほどの表を見ても、一年より二年と、再犯状況を追跡する期間を長く取れば、再犯をする者は増え、再犯率も高くなる傾向がうかがえます。つい、再犯率の数字だけに目が向きがちですが、再犯状況の追跡期間を踏まえて、再犯率を捉えることが大切です。

四 基礎研究から理論、そして効果検証へ

Aさんの検証の目的は、仮説「施設内で適応できない者は再犯しやすい」ことを確かめることでした。果たして、施設内で適応できない、つまり、懲罰回数が多い者ほど、再犯しやすい傾向が見られるでしょうか。

実のところ、そういった傾向を確かめるには、やや複雑な分析が必要となってきます。懲罰回数よりも施設内適応を把握することに適している要因があるかもしれないし、再犯に影響する要因は、後述するように、他にもたくさんあることが分かっていますので、分析で考慮

しなければなりません。ここでは、あくまでごく初步的な仮説検証方法を紹介しようと思います。

例えば、懲罰回数がなし、一回、二回……と増えているごとに、再犯率が高くなる傾向が見られれば、Aさんの仮説に沿うような感触が得られるのではないのでしょうか。反対に、懲罰回数が増えるほど再犯率が低くなっていく感触が得られれば、結果はAさんの仮説とは逆になっていく可能性がありそうです。また、懲罰回数がなし〜四回までは再犯率に大きな違いが見られず、五回を超えたあたりから急激に再犯率が高くなっているかもしれません。その場合、懲罰を五回以上受ける者には何らかの共通性があり、そこから新たな疑問や仮説が生まれる可能性があります。なお、一施設のある出所年という限られたデータから見えた傾向だけでは、刑事施設全体の話として一般化して捉えることはできません。しかし、所属する施設において、施設内適応と処遇の在り方を考える、一つの有益な参考資料にはなりそうです。

Aさんの行った仮説検証は、基礎研究の一つであると言えます。基礎研究とは、好奇心から新しい知識の発見を求めて行う研究活動のことです。基礎研究の積み重ね

が将来新しい理論を作る礎となります。そして、より効果的な理論に基づいて治療や教育を含めた処遇が行われるようになることが理想です。その結果については、理論どおりの望ましい効果が達成できているかどうか、効果検証で確かめることとなります。大切なことは、理論に基づかなければ、効果検証で測ろうとする望ましい効果が「何か」も曖昧になってしまうということです。

五 犯罪につながる主要な八つの要因

矯正職員の究極の目標は、被收容者の再犯再非行を最大限防ぐということになるかと思えます。実のところ、犯罪や非行に結び付く要因については、かなりの研究の蓄積があり、様々な理論を形成しています。特に、有名な犯罪行動に関する説明としてボンタとアンドリュースが指摘した「セントラル・エイト^⑤」という犯罪につながる八つの要因がありますので、次に挙げます。①犯罪歴、②犯罪指向的態度、③犯罪指向的交友、④反社会的パーソナリティ・パターン、⑤家族・夫婦、⑥学校・仕事、⑦物質乱用、⑧レジャー・レクリエーションの八つの要

因が、ある人が犯罪を行うという決断に影響しているとされています。

ここでAさんが抱いた一つの仮説を思い出し出していたのだと「施設内で適応できない者は再犯しやすい」というものでした。施設内でルールに沿った生活ができない問題は、実は先ほど挙げた要因のうち「②犯罪指向的態度」に含まれている可能性があります。その理由は、同態度の具体的な指標（目安）として「法や司法システムへの否定的態度」が挙げられており、刑事施設内でのルールに従わないことは、この否定的な態度であると考えられるからです。Aさんの仮説は、ある種、的を射ていたと言えます。理論的にも刑事施設の規律秩序を維持し、決まりを守って生活してもらうことは、意味のある大切な観点となります。

一方で、規律秩序の維持だけでは必ずしも十分ではないことも理解していただけたかと思います。先ほどのセントラル・エイトには、八つの要因があるからです。施設内適応以外にも目を向け、処遇において取り上げていく必要があると言えます。そして、当たり前のことです。被收容者は一人ひとり異なる成育歴や特性を持って

います。したがって、それぞれの対象者に合った処遇の仕方、すなわち、特性に応じた効果的な働き掛けも必要になるということです。

そのような視点に立つと、例えば、施設内で規律違反行為を頻発する者についても見方が変わってくるのではないのでしょうか。その者の背景を踏まえた対応を行い、施設内適応を促すとともに、再犯につながる他の重要な要因についても特定し、処遇に取り入れていく必要があります。逆に、施設内で適応的に過ごしている者についても、それだけで安心せずに、その者を犯罪に駆り立てた他の要因を特定し、手を入れていかなければならないということです。

六 終わりに

令和七年六月一日から拘禁刑が導入されることになっており、刑事施設を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。このような一つの節目に際し、今回は、日頃の業務で生じる疑問を基に、初歩的な仮説検証を行う例や、参考となる有力な考え方（理論）を紹介しつつ、ふだん

の実務を別の角度から考える「きっかけ」を提供することを目指しました。再犯再非行につながる可能性の高い要因や、効果的な働き掛けのために理解が必要な特性については、本シリーズ第一回で御紹介したリスクアセスメントツール（Gツール/MJCA）の説明をもう一度御覧いただくと、より理解が深まるかと思われまます。

改めて、皆様は「これからの処遇」とどのように向き合いますか。是非、実務で感じた疑問（又は信念）から仮説を立て、SCRPを用いてデータを分析し、仮説を検証してください。基礎的な研究の積み重ねが、被収容者の改善更生に資する議論、そして、理論の礎となりますはずです。

（1） 第一回「再犯しやすい」ってどういうこと。―根拠をもって矯正の実務を説明する―は本年一月号、第二回「処遇の効果」の測り方―効果検証のはじめの一步―は同二月号に掲載。

（2） 予測した物事や状況の真偽を実験や観察などを通じて確かめること。

（3） 黒田知史（二〇二二）SCRPの今―現状と有効活用策を紹介する（第一回）…SCRPの概要と矯正システムの今後の展望、刑

政一三二（一）、六八―七六

（4） 「再犯」の定義は様々あるが、SCRPの「簡易画面（局別リポート）」では、刑事施設出所日以降に犯行年月日が存在する場合を「再犯あり」として集計する。

（5） Bonta, J. & Andrews, D. A. 2017 *The psychology of criminal conduct* (6th ed). New York, NY: Routledge Taylor & Francis.

（ボクタ, J. & アンドリュース, D. A. 原田隆之（訳）二〇一八 犯罪行動の心理学「原著第六版」北大路書房）